

令和元年度の市・県民税における主な改正点は、次の通りです。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

(配偶者控除)

本人の合計所得金額が 900 万円を超え 1,000 万円以下である場合は、控除額が縮小され 1,000 万円を超える場合は控除の適用を受けることができないこととされました。

配偶者の給与収入が 103 万円以下の場合

納税者本人の合計所得額	市・県民税の控除額			
	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	改正前	改正後	改正前	改正後
900 万円以下	33 万円	33 万円	38 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下		22 万円		26 万円
950 万円超 1,000 万円以下		11 万円		13 万円
1,000 万円超		控除適用なし		控除適用なし

(配偶者特別控除)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、改正前の 76 万円(給与収入で 141 万円)未満から 123 万円(同 201 万 5,999 円以下) 以下に引き上げられました。

配偶者の給与収入が 140 万円と 161 万円の場合

納税者本人の合計所得額	市・県民税の控除額			
	給与収入が 140 万円の場合		給与収入が 161 万円の場合	
	改正前	改正後	改正前	改正後
900 万円以下	3 万円	33 万円	控除適用なし	26 万円
900 万円超 950 万円以下		22 万円		18 万円
950 万円超 1,000 万円以下		11 万円		9 万円
1,000 万円超	控除適用なし	控除適用なし		控除適用なし

配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		納税者本人の合計所得金額						1,000万円超
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	所得税 38万円	住民税 33万円	所得税 26万円	住民税 22万円	所得税 13万円	住民税 11万円	適用なし
	老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	
	85万円超 90万円以下	36万円		24万円		12万円		
	90万円超 95万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円		
	95万円超 100万円以下	26万円		18万円		9万円		
	100万円超 105万円以下	21万円		14万円		7万円		
	105万円超 110万円以下	16万円		11万円		6万円		
	110万円超 115万円以下	11万円		8万円		4万円		
	115万円超 120万円以下	6万円		4万円		2万円		
120万円超 123万円以下	3万円		2万円		1万円			
123万円超			0円					